

学校の決まり

三原市立第五中学校

(令和6年2月9日改訂)

学校生活をよりよいものにするために、第五中学校の生活三訓を意識しよう。

「あいさつをしよう」「身辺・服装を整えよう」「時間を守ろう」

I 学校生活

- 1 8：15のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入ること。
- 2 8：20までに黒カバン・スポーツバッグをロッカーに入れ、提出物を提出して着席しておくこと。
- 3 チャイムスタートを守り、号令に合わせて、大きな声で「お願いします」「ありがとうございました」と挨拶をする。起立した時は椅子を入れ、「気をつけ」の姿勢をとる。
- 4 下校するまでは、許可なくして校外に出ないこと。
- 5 部活動の時間は、次の通りとする。

終了	完全下校
16：30	16：45

- 6 金銭や携帯電話など学習に必要なものはないものは、学校に持ってこないこと。やむをえず貴重品などを持ってこなくてはならない場合は、事前に連絡し先生に預けること。
- 7 登下校時に商店に立ち寄らない。また、飲食をしないこと。
- 8 生徒間の物品、金銭の貸し借りはしないこと。
- 9 教科書・ノート等は、必要に応じて自宅に持ち帰ること。(許可されたものは、ロッカーに置いてもよい)
- 10 飲料水は、お茶または水、スポーツドリンクを水筒に入れて持ってくること。
(飲料水を追加する場合はペットボトルでの持参を可とする。その場合は、ペットボトルにカバー(氏名記入)をつけ、ごみは持ち帰ること。)
- 11 服装や身だしなみの決まり ※ 決まりの基本は、進学・就職の「面接に通用する身だしなみ」です。

(1) 制服など

	学生服	セーラー服
冬季	①標準マーク入りの標準型の学生服・ズボンとし、ズボン丈は床に立ったとき裾が床に着かない長さとする。第一ボタンを外さない。	①学校指定のセーラー服・ボックス・スカートとし スカート丈は、ひざが完全に隠れる長さとする。セーラー服の袖のボタンははずさない。リボンを首の後ろで結ぶなどして、短くしない。
	②制服の中着は、学校指定の長袖・半袖のポロシャツを着用する(中着として、ポロシャツの上に黒・紺の無地単色のセーター・トレーナー・カーディガンを着用することを認める)。ハイネック、パーカー等は禁止とする。	
	③防寒着は各部指定(黒・紺・白の基調色)または学校指定のウインドブレーカーを着用する。夏休み以降に希望者が、注文購入する。	
夏季	①学校指定のネーム入り半袖ポロシャツを着用する。	
	②下着は、白・黒・紺の無地単色を着用する。	

※ 移行は、気候や体調により、各自が判断する。

(2) 靴, 靴下など

- ①上靴…玄関での混雑を避けるため、運動に適した運動靴を使用する。色は白の単色（ソールも白色）とする。
- ②靴下…白・黒・紺の無地単色でくるぶしが完全に隠れるもの（かかと下から15cm以上の長さ）とする。（ワンポイントは不可。12月～3月の期間中、ストッキング・タイツを履いても良い。ただし、色はベージュ・黒色とする。ハイソックス・ルーズソックス・くるぶしの見えるもの・特異な形のものとは不可）。行事等、指定されたときは、白色靴下を履くこと。
- ③ベルト…黒色とし、一段留めのもので飾りのついていないものとする。（ハトメ・メッシュは不可）
- ④手袋…冬季期間に通学・部活動に使用し、校舎内では使用しない。（色の規定なし）
- ⑤ネックウォーマー…表裏同色・別色を可能とする。（ワンポイントは可・柄は不可）で、期間は12月～3月とする。登下校と屋外の部活動に使用できる。校舎内では使用しない。自転車に巻き込まれた大きな事故もあり、マフラーは禁止とする。
- ⑥名札…冬服の左胸（胸ポケット）の所定の位置につける。
- ⑦体育館シューズ…学校指定のものとする。
- ⑧マスクを使用する場合は華美でないものとする。

(3) 頭髪など

- ①前髪は目にかからない長さとする。後髪は肩に掛からない。それより長い髪は、耳より下で1又は2カ所に後ろ側で結ぶ。前横髪をたらさない。*ゴムひもは、黒・茶・紺とする。
- ②パーマ・染色・脱色・長さの差が極端にあるツーブロック・剃り込みなど特異な髪型は禁止する。ヘアピンは黒色のアメピンを許可する。髪を垂らすような触角は禁止とする。また、安全面の理由から、体育での使用は禁止とする。
- ③整髪料は使用しないこと。
- ④眉毛を剃ったり、マスカラ・マニキュア・アイプチ・化粧等などをしないこと。
- ⑤日焼け止め、汗拭きシートは無香料のものを可とする。日焼け止めは、ウォータープルーフのものであること。使用が必要な人は、担任、体育科、部活動顧問に伝え許可を得ること。消臭スプレーは禁止とする。ゴミは持ち帰り、授業等に遅れないこと。使用期限は定めない。

(4) その他

- ①通学用カバンは、学校指定の黒カバンとする。目印のために、キーホルダー1つの使用を認める。遊び道具にならないもので、生徒用名札程度の大きさとする。
- ②通学用カバンに入らない場合は、学校指定のサブバック（青のスポーツバック）を利用する。
- ③欠席する場合は、7:40～8:10までの間に原則保護者が連絡する。

12 給食準備等のきまり

- ①給食当番は給食着・マスクを着用し、速やかに配膳室に取りに行く。
- ②12:50に食べ始められるよう準備する。
- ③13:05のチャイムが鳴り終わるまで教室を出ない。
- ④給食準備中、待機している生徒は手洗いを済ませ、自分の席で静かに読書をして配膳を待つ。

13 保健室利用のきまり

- ①来室するときは挨拶をし、来室理由を伝え、先生の指示に従う。
- ②授業中の利用は、必ず担任か教科担任に申し出て、保健連絡票をもって来室する。

- ③体調不良による保健室での休養は1時間程度にとどめ、回復しない場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼し早退する。

II 自転車通学

本校では自転車通学の「許可願」により、学校までの距離に関係なく、自転車を利用しての通学を認めている。安全な登下校の観点から、次の事柄を守ることを条件に許可（許可シールを配布）している。なお、通学カバンを後部荷台にゴムひもでくくりつけてなかったり、正しくヘルメットを着用せず乗車していた場合や二人乗り、故意に上げた変形ハンドル（整備不良等）など、生命に関わるルール違反や自転車通学規定違反の生徒については、自転車を学校で一時的に没収する。

(1) 自転車通学規定

- ①自転車通学許可願を提出した生徒であること。
- ②通学路を通ること。
- ③あご紐を締め、ヘルメットを正しく着用すること。
- ④交通ルール、マナーを遵守して乗車すること。（信号を守る、1列など）
- ⑤形式にあった自転車を整備して乗車すること。
- ⑥決められた場所に駐輪すること。
- ⑦通学用カバンは荷台にくくりつけること。
- ⑧雨天の時は学校指定の雨カッパ（白色ウインドブレーカー）を着用すること。傘は使用しないこと。
- ⑨許可シール（許可証）を所定の位置に貼ること。

(2) 自転車の形式

- ①自転車の色は原則、シルバー系統を基調とすること。
- ②原則、フラットハンドル（水平ハンドル）とする。ドロップハンドル・変形ハンドル等は禁止。
- ③スタンドは両立（直立）のものとする。傾斜駐輪するものは禁止。
- ④前にかご、後ろに荷台のあるもの。側面カゴ・ステップ等の付属品をつけないこと。
- ⑤ライト、ベル、ブレーキ、反射器など安全のための付属品が装備しているもの。

(3) 通学規定違反の対処方法 ※詳細は年度当初の自転車許可願の文書参照

- ①違反1回目については、家庭連絡（電話連絡）をする。
- ②違反2回目については、3日間の自転車通学の禁止（学校一時預かり）とする。
- ③違反3回目以降については、その都度1週間の自転車通学の禁止（学校一時預かり）とする。

III 校外生活

- 1 原則として夜間外出や外泊をしない。生徒間の外泊は認めない。
- 2 市外への外出は、保護者同伴の場合のみとする。
- 3 ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・飲食店への出入りは、保護者同伴の場合のみとする。
- 4 スマートフォン等によるSNS、オンラインゲーム等の使用については、家庭内で定めたルールの下、保護者が管理し、適切に使用させる。インターネット上のトラブルや違法行為については、学校外の関係機関と連携して対応する。
- 5 アルバイトは認めない。